

## 浦安市障がい者等日中一時支援事業の設備及び運営に関する基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第3項に規定する日中一時支援事業の設備及び運営について定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 利用者 日中一時支援事業を利用する障がい者及び障がい児をいう
- (2) 支給決定保護者 法第19条第1項の規定により支給決定を受けた障がい児の保護者をいう
- (3) 指定日中一時支援事業所 日中一時支援事業を行うために、浦安市障がい者等日中一時支援事業の実施に関する規則（平成19年規則第44号。以下「規則」という。）第15条の規定により指定決定を受けた事業所（以下「事業所」という。）をいう
- (4) 指定日中一時支援事業 事業所が行う法第77条第3項に規定する日中一時支援事業（以下「支援事業」という。）をいう

### (基本方針)

第3条 支援事業は、障がい者又は障がい児の日中における活動の場を確保することにより、障がい者又は障がい児の家族の就労を支援し、及び障がい者又は障がい児を日常的に介護している家族の一時的な休息を促し、もって障がい者又は障がい児の福祉の増進を図ることを目的としたものでなければならない。

### (従業者の資格)

第4条 支援事業を行う者（以下「事業者」という。）は、事業所ごとに社会福祉士、介護福祉士、訪問介護員及び保育士等の福祉専門職員を指導員として、一名以上配置しなければならない。

### (個別支援計画の作成)

第5条 事業所は、利用者の意向、適性、障がいの特性その他の実情を踏まえた計画を作成し、これに基づき利用者に対して支援事業を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に支援事業を提供しなければならない。

### (サービス提供の記録等)

第6条 事業所は、支援事業を提供した際は、次の事項を記録しなければならない。

- (1) サービスの提供の記録
- (2) 苦情の内容等の記録
- (3) 事故の状況及び事故に際して採った処置について

2 事業所は、前項の規定による記録に際しては、支給決定保護者から支援事業を提供したことについて確認を受けなければならない。

(設備及び備品等)

第7条 事業所は、支援室を有するほか、支援事業の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第8条 事業者は、支援事業を提供した際は、支給決定保護者から支援事業に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 事業者は、前項に規定する支払いを受ける額のほか、支援事業において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定保護者に負担させることが適当と認められるものの支払を当該支給決定保護者から受けることができる。

3 事業者は、前2項に規定する費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用の額を支払った支給決定保護者に対し交付しなければならない。

4 事業者は、前項に規定する費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定保護者の同意を得なければならない。

(運営規程)

第9条 事業者は、事業所ごとに、次の各号に掲げる支援事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

(1) 支援事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 利用定員

(5) 支援事業の内容並びに支給決定保護者から受領する費用の種類及びその額

(6) サービス利用に当たっての留意事項

(7) 緊急時等における対応方法

(8) 非常災害対策

(9) 虐待防止のための措置に関する事項

(10) その他運営に関する重要事項

(非常災害対策)

第10条 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第11条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水等につい

て、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じなければならない。

(身体拘束等の禁止)

第 12 条 事業者は、支援事業のサービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

- 2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

附 則

この基準は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。